

EU 諸国への輸出向け

CERTIFICATE OF INSPECTION(検査証明書)

交付の手続き

第7版:2018年6月18日

(検査証明様式を TRACES システム PDF 版に変更、ユーロマークの表示付帯事項を追加)

1. EU 規則 (Regulation (EC) N01235/2008) の要求事項

<EU 諸国に輸出する側に係ること>

- ①検査証明書は、第三国リストに掲載されている認証機関が発行すること。
- ②検査証明書は有機的に生産されたことを書類や現物等により確認してから発行すること。
- ③発行された証明書には通し番号を振り、証明書の目録を時系列に保存すること。
- ④検査証明書は輸出先国のいずれかの公用語で作成し、すべて大文字かすべてタイプ打ちで記載すること。
- ⑤証明なく加除修正された証明書は無効。

<検査証明書の交付の他に認定機関が実施すること>

- ⑥EU に輸出する事業者の情報をウェブ上に公開すること。
- ⑦公開する情報は、事業者の名前、所在地、製品の種類、製品は有機か転換期間中か、事業者の連絡先、事業者の業務の範囲など。

2. 有機中央会が検査証明書を交付できる有機食品

有機中央会の認定を受けている事業者が、有機 JAS 規格にもとづき格付した有機食品。生産、加工・製造、小分けのいずれでも良い。

3. 本会の英文名と割り振られたコード番号

Center of Japan Organic Farmers Group [CJOFG]

JP-BIO-004

4. 申請と交付

検査証明書は、認定事業者からの申請にもとづきを行い。以下の手続きを経て交付します。なお申請は、可能な限り電子メールを活用し、必要書類は PDF ファイルで添付してください。

①輸出者登録

EU 諸国に輸出を予定している事業者は、以下の英文名を添えて、本会に EU 輸出予定者登録を行ってください。この登録にもとづき有機中央会のホームページに登録内容を公表します。この申請は、輸出者登録申請書（別紙 1）で行ってください。この受付は、電子メールのみで行います。

認定番号（これは数字で良い）

名称

所在地

生産、製造を行う工場や圃場の所在地（工場などの場合は、名称を含む）

（＊圃場の所在地の場合は、対象圃場の市町村名までとする）

連絡先

輸出を予定する製品の名称

使用する電子メールアドレス

②製品審査

輸出予定の商品が決定し、輸出する商品のロットの格付が終了した段階で、輸出製品審査申請書（別紙 2）に必要事項を記入し、製品の審査を申請してください。提出は、まず押印のないものを電子メールで送付して下さい。その後押印した正本を郵便等で送付して下さい。

電子メールは、輸出者登録で登録した電子メールを使用してください。

③輸出手続き終了後の検査証明書交付申請と交付

輸出手続きが終了したら、交付申請書に必要書類を添えて交付申請を行ってください。申請が適切なものであることを確認したら、検査証明書を交付します。検査証明書の原本は、郵便等で送付しますが、あらかじめ PDF ファイルなどで必要な場合は、申請書にその旨記載してください。

＜交付申請書＞

別紙 3

＜交付申請書に添付すべき書類＞

●検査証明書の様式 5 番、7 番、8 番、9 番、10 番、11 番、12 番、13 番、14 番の項目を記載したもの。

●上記の 5 番、12 番、14 番を確認できる根拠書類の写し。

* 検査証明は現在、TRACES システムのオンラインで交付される。このシステムがまだ完成しておらず、オンラインで交付するとともにオンラインで交付したものと PDF スタイルで印刷交付している。その印刷版が添付の様式です。

以上

2013年4月18日

2014年7月1日

EU 向け「検査証明書」交付手数料

EU 向け「検査証明書」の交付手数料及び交付に要する期間などは、以下の通りとします。

●交付手数料

申請1件につき 1,050 円（2014年8月より消費税8%が加算されます）

商品審査が必要場合は、別に料金別表1－10が適用になります。

●再審査手数料

不備な申請のため審査のやり直しを必要とした場合には、再審査手数料が付加されます。

再審査手数料 1回のやり直しつき 1,050 円（2014年8月より消費税8%が加算されます）

●検査証明書の原本を送付する費用

交付手数料には、通常郵便程度の送料を含みます。宅配便などを希望する場合は、着払い方式として別にその料金の負担をいただきます。

●PDF ファイル

希望のある場合は、原本の他に PDF ファイルを交付します。これは電子メールにて送付します。（再開）

●交付のための審査期間

交付のための審査期間は、交付申請を受理した後、2週間程度を必要とします。この期間には休日（土、日、祝祭日、年末年始及び旧盆の夏季休業）は含めません。申請の受理には、交付申請書の必要事項がすべて記載されていることが必要です。なお、上記再審査を必要とした場合は、その分余分に時間がかかります。

航空便については予め審査予定を組んで、予定にあわせて申請をいただかないと間に合わせることができません。このため 2 週間程度前までに予約を行ってください。別途の対応となります。

●費用の請求と支払い

お支払いいただく場合の振り込み手数料をご負担いただきます。このため、請求とお支払いを年次調査時の審査手数料と一括して行うことができることとします。あらかじめご希望をいただきます。

特定非営利活動法人日本有機農業生産団体中央会

検査証明書交付手続き別紙1

○○○○年○○月○○日（西暦で記入のこと）

輸出者登録申請書

特定非営利活動法人日本有機農業生産団体中央会

理事長 殿

EU 諸国への有機食品の輸出を予定していますので、輸出者登録を申請します。

1. 申請者

名称	
代表者	
認定番号	

2. 登録事項

登録項目	英文表記
名称	
所在地	
生産、製造を行う工場や圃場の所在地（注1）	
連絡先	
輸出を予定する製品の名称	
使用する電子メールアドレス	

注1 *工場などの場合は、名称を含む。

*圃場の所在地の場合は、対象圃場の市町村名までとする。

注：登録事項の項目が、本会のホームページ上に公表するものとなります。

検査証明書交付手続き別紙2

○○○○年○○月○○日（西暦で記入のこと）

製品審査申請書

特定非営利活動法人日本有機農業生産団体中央会

理事長 殿

EU 諸国へ有機食品の輸出を行いますので、製品審査を申請します。製品の仕様は、下記に相違ありません。

1. 申請者

名称、代表者名及び押印	印
認定番号	

2. 申請する有機食品

輸出予定国					
輸出予定品の名称					
製造ロット番号と数量					
格付実施日及び格付担当者					
加工・製造、栽培方法もしくは小分けの手順（注1）					
表示	予定している表示の見本を添付する				
原材料 (注2) (有機)	名称	生産県	生産者	認定機関	配合割合
原材料 (非有機)	名称	生産県	生産者	使用目的	配合割合
添加物 加工助剤	名称	使用目的	使用方法	GMO	配合割合

*注1：本会に届け、審査を受けている手順の名称をフルネームで記載して下さい。

*注2：原材料は、社内加工を行う前の仕入れ段階の原材料を記載して下さい。

検査証明書交付手続き別紙3

○○○○年○○月○○日（西暦で記入のこと）

**EU諸国への輸出のための検査証明書
交付申請書**

特定非営利活動法人日本有機農業生産団体中央会
理事長 殿

EU諸国へ有機食品の輸出を行いますので、検査証明書の交付を申請します。

1. 申請者

名称	
代表者	
認定番号	

2. 検査証明書を申請する製品に係る事項

項目	内容（英文で記載すること）
製品の名称	
製造ロット番号	
輸出者	
輸出先国名	
第一荷受け者の名称と住所	
輸入者の名称と住所	
荷印	
コンテナ番号	
商品名	
数量（数と重量もしくは容積）	
*注	
検査証明のPDFファイル必要の有無	必要 必要でない

*注：同一コンテナで混載荷物の場合は、有機の商品の量のみを記載するように注意。重量の単位にトンを使用する場合は、「MT」で記載。

3. 添付書類（添付書類の名称と総枚数を記載：BL の写しは必ず添付のこと。ただし、エラー便の場合は番号がわかれれば写しは事後で良い）

CERTIFICATE OF INSPECTION

FOR IMPORT OF PRODUCTS FROM ORGANIC PRODUCTION INTO THE EUROPEAN UNION

1 . Issuing control body or authority (name, address and code) Center of Japan Organic Farmers Group (CJOFG) 6-15-11, Soto Kanda, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0021 JAPAN JP-BIO-004	2. Council Regulation (EC) No 834/2007: — Article33(2)■ or — Article33(3)□			
3. Serial number of the certificate of inspection	4. Exporter (name and address)			
5. Producer or processor of the product (name and address)	6. Control body or control authority (name, address and code) Center of Japan Organic Farmers Group (CJOFG) 6-15-11, Soto Kanda, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0021 JAPAN JP-BIO-004			
7. Country of origin	8. Country of export			
9. Country of clearance/Point of entry Country: Border Control Post Name: City: Address: Code: UN/LOCODE:	10. Country of destination			
11. Importer (name, address and EORI number)	12. First consignee in the Union (name and address)			
13. Description of products CN code Trade name Number of packages Lot number Net weight				
14. Container number	15. Seal number	16. Total gross weight		
17. Means of transport before point of entry into the Union Mode : Identification: International transport document:				

18. Declaration of control authority or control body issuing the certificate referred to in box 1.

This is to certify that this certificate has been issued on the basis of the checks required under Article 13(4) of Regulation (EC) No 1235/2008 and that the products designated above have been obtained in accordance with rules of production and inspection of the organic production method which are considered equivalent in accordance with Regulation (EC) No 834/2007.

Date

Name and signature of authorised person

Stamp of issuing authority or body

19. Customs warehousing

Inward processing

Name and address of operator:

Control body or control authority (name, address and code):

Customs Declaration Reference Number for customs warehousing or inward processing:

20.Verification of the consignment and endorsement by relevant Member State's competent authority.

Authority and Member State: _____

Date: _____

Name and signature of authorised person

Stamp

21. Declaration of the first consignee.

This is to certify that the reception of the products has been carried out in accordance with Article 34 of Regulation (EC) No 889/2008.

Name of the company:

Date:

Name and signature of the authorised person

EU に輸出する場合の有機表示

日本から輸出する製品への表示義務事項 (2018 年 4 月 1 日現在)

1. 名称に有機に該当する名称を記載する。

Organic ○○ など。ただし有機を示す用語は各国で異なるので注意。

2. 有機原材料について、有機であることを示す。

(1) Organic Plum

(2) Plum*

* organically produced

などのように、有機原料であることがわかるように記載

3. 認定機関名と Code Number を記載する。

Controlled by CJOFG JP-BIO-004

4. 認定番号

○○○○○○○○○○

EU 域外で生産したものへの EU ロゴマークの使用は任意となっている。使用する場合には、マークの下に、EU 域内で生産されたものか、EU 域外で生産されたものを明記することと認証機関のコードを表示しなければならない。EU 域内の農産物 : EU Agriculture EU 域外農産物 : non-EU Agriculture



JP-BIO-004

non-EU Agriculture

* 日本からの輸出品は、non-EU Agriculture

* 認証機関のコードは、JP-BIO-004

<注>

● ここでは商品表示の有機の部分にのみふれている。小売り用の製品パックの場合には、有機の表示基準とは別に品質表示基準に該当するものがあるので、

注意する。仕向け先の表示基準で義務となっている事項は、現地取り扱い事業者と確認する必要があります。

<参考>Organic の表記方法は国により異なるので EU の基準で定義されている。

BG:	биологичен.
ES:	ecológico, biológico.
CS:	ekologické, biologické.
DA:	økologisk.
DE:	ökologisch, biologisch.
ET:	mahe, ökoloogiline.
EL:	βιολογικό.
EN:	organic.
FR:	biologique.
GA:	orgánach.
IT:	biologico.
LV:	bioloģisks, ekoloģisks.
LT:	ekologiškas.
LU:	biologesch.
HU:	ökológiai.
MT:	organiku.
NL:	biologisch.
PL:	ekologiczne.
PT:	biológico.
RO:	ecologic.
SK:	ekologické, biologické.
SL:	ekološki.
FI:	luonnonmukainen.
SV:	ekologisk.

834/2007 の Annex